

思港会（神奈川県立港北高等学校同窓会）会則

(名称)

第1条 本会は思港会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、神奈川県立港北高等学校（以下「母校」という。）の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 懇親会、親睦会などの行事の実施
- (2) 母校教育活動への支援
- (3) 会員への会務の報告
- (4) 会員への母校教育活動の広報

(会員)

第4条 本会は正会員及び特別会員をもって組織する。

- 2 正会員は母校卒業生とする。ただし、中途退学者において本人が入会を希望し、役員会の承認あるときは正会員となることができる。
- 3 特別会員は母校の現職員及び旧職員とする。

(事務局)

第5条 本会は事務局を母校内におく。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任幹事 各卒業期 1名
- (4) 幹事 各卒業学級 1名
- (5) 会計監査 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 2名
- (8) 書記 2名
- (9) 顧問 1名
- (10) 理事 若干名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。

(役員の選任)

第8条 会長、副会長、会計監査は正会員の中から常任幹事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

- 2 常任幹事は各卒業期幹事の互選により選任する。
- 3 幹事は、各卒業学級正会員の互選により選任する。
- 4 事務局長、会計、書記は会長が指名し、総会に報告する。
- 5 顧問は母校の現職校長とする。

(会長及び副会長の任務)

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

(常任幹事及び幹事の任務)

第10条 常任幹事は各卒業期の代表として、当該卒業期をとりまとめる。

- 2 幹事は各卒業学級の代表として常任幹事を補佐するとともに、当該卒業学級をとりまとめる。

(会計監査の任務)

第11条 会計監査は本会の会計を監査する。

(事務局長、会計及び書記の任務)

第12条 事務局長は本会の庶務を総括する。

- 2 会計は本会の会計事務を処理する。
3 書記は本会の庶務を処理する。

(総会)

第13条 総会は原則として毎年6月開催とする。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

- 2 議長は会長が行い、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(常任幹事会)

第14条 常任幹事会は会長が招集し、会長、副会長、常任幹事、会計監査、事務局長、会計、書記及び顧問をもって構成する。

- 2 議長は会長が行い、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(会長専決)

第15条 会長は次の場合会務を専決処理することができる。ただし、結果について直近の常任幹事会及び総会で報告する。

- (1) 常任幹事会及び総会開催のいとまがないとき。
(2) 常任幹事会及び総会の諮る必要がない軽易な事項であると会長が判断したとき。

(事務局長専決)

第16条 事務局長は次の事項について専決処理することができる。

- (1) 事務局運営に係る庶務に関すること。
(2) 事務局運営に係る出納処理に関すること。
(3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(会計)

第17条 本会は本会費及び寄付金によって運営する。

- 2 本会は入会に際して正会員より本会費3,000円を徴収する。
3 特別会員からは会費を徴収しない。
4 寄付金収入は一般会計とは別に管理し、学校またはPTAからの要請に基づき支出する。
5 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(生徒活動支援)

第18条 生徒活動費を役員間で協議の上、学校へ寄付することができる。

2 前項のほか、以下の要件を満たした場合に応援支援費または横断幕等を学校に寄贈する。

(1) 学校もしくはP T Aからの支援要請があること。

(2) 関東大会以上あるいはそれに準ずる規模以上の大会等への出場であること。

3 金額は1出場あたり個人・団体を問わず4万円を上限とする。

4 支援の具体的な内容は学校またはP T Aと協議の上決定する。

(弔慰金)

第19条 会員等の死亡の場合は次の弔慰金を贈る。

(1) 会員 なし。

(2) 特別会員(旧職員) なし。

(3) 特別会員(現職員) 5,000円を上限とする。

(4) 在校生 5,000円を上限とする。

(会則の改正)

第20条 会則の改正は総会により出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(会員の身上変更等の報告)

第21条 会員は住所等身上に変更があった場合には、速やかに事務局に報告しなければならない。

附 則

この会則は、昭和47年8月27から施行する。

- 2 平成17年9月3日一部改訂
- 3 平成18年9月2日一部改訂
- 4 平成22年9月4日一部改訂
- 5 平成23年6月4日一部改訂
- 6 平成26年6月14日一部改訂
- 7 平成30年6月9日一部改訂
- 8 令和5年5月20日一部改訂

神奈川県横浜市港北区大倉山七丁目35番1号
思港会（神奈川県立港北高等学校同窓会）